

高岡市指定給水装置工事事業者の皆様へ

令和元年 10 月 1 日より

指定給水装置工事事業者制度は

5 年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年 10 月 1 日に施行され、指定の有効期間が従来の無期限から 5 年間になります。

期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

現行制度で指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますので、ご確認ください。

高岡市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 2 年 9 月 29 日の 1 年間
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 3 年 9 月 29 日の 2 年間
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 4 年 9 月 29 日の 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日～令和 5 年 9 月 29 日の 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日～令和 6 年 9 月 29 日の 5 年間

※ 更新の対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて個別にご案内します。なお、郵送の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

○ 指定更新の要件

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者

○ 更新申請に必要な書類等

- ① 指定申請書
- ② 誓約書
- ③ 機械器具調書及び写真
- ④ 《法人》定款及び登記事項証明書
《個人》住民票
- ⑤ 選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
- ⑥ 事業所位置図、平面図及び写真
- ⑦ 指定時確認事項書
- ⑧ 外部研修の受講実施履歴等
- ⑨ 配管技能の資格等
- ⑩ 更新手数料 3,000 円
(新規手数料 20,000 円)

【問合せ先】高岡市上下水道局 営業課 給排水係

TEL 0766-20-1629